

ISBN付与対象外商品の事例紹介

以下は、ISBN付与対象外（出版物とみなされない）のよくある事例です。
一般消費財用のJAN（GS1 Japan事業者コード）を活用するなど、ISBN以外の識別子を
設定してください。

ISBNの付与対象となる出版物とならない出版物については、[「利用の手引き」P.11-12](#)と、
[当センターホームページ](#)をご覧ください。[お問い合わせの多い品目一覧](#)も掲載しています。

①カプセルトイなどの玩具にISBNが付与された例

不可事由：玩具にISBN付与は不可。カプセルの中身もランダムであり、同一商品ではない。

ISBNは「製品の識別子」のため異なる製品に同じISBN付与できない。



②文具など出版物ではない製品へISBNが付与された例

不可事由：文具にISBN付与は不可。



③雑貨等に「〇〇Book」「ブックレット付き」と表記してISBNが付与された例

不可事由：雑貨などが付録扱いでなくメイン製品となっているもの、冊子体の出版物が主ではないものにISBN付与は不可。これらに付帯している「Book」「ブックレット」と称しているものはISBN付与対象の冊子体の出版物とは認められない。
他、ぬいぐるみ、バック等の雑貨、マッサージ用品、化粧品等多数事例あり、すべて不可。



入浴剤の例



玩具の例

④カード類、知育玩具などにISBNが付与された例

不可事由：バラバラになるもの、順番のかえられるものはISBN付与対象外。
他、かるた、トランプ等のカードゲーム類、パズルなどすべて不可。



幼児教育向け絵合わせカードの例



外せるリングで綴じられた単語カードの例
※一般消費財用のJANと書籍JANコードの併用もNGな事例

⑤地図のジグソーパズルにISBNが付与された例

不可事由：地図はISBN付与対象だが、パズルが主、地図が付録の扱いとなっているため不可。



⑥ポスター状の学習教材にISBNが付与された例

不可事由：一枚物の印刷物、ポスター印刷物はISBN付与対象外。学習教材であっても不可。



ISBNは書籍のための識別子、国際標準（ISO 2018:2017）です。付与対象となるものは国際標準により決められています。必ず当センターホームページと「利用の手引き」を確認してください。利用のルールを遵守いただけない場合は、使用規約第10条に基づき強制的なISBN不使用手続きを行う場合がございます。